

■（早見表）被災者支援に関する各種制度【令和8年5月11日版】

※詳細な条件や申請方法は担当課にお問合せください

制度の名称	制度の概要	問合せ先
国民年金保険料の免除	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。	国保ねんきん課 1階 7番 ☎33-4105 八代年金事務所 ☎35-6123
畳助成事業	り災した方が居住している住宅において、八代市産の畳表を使用した畳替（新調）に対して補助をします。補助率9割以内（上限：13,000円／1畳、6,500円／半畳） ※消費税は対象外、千円未満切り捨て ※一部損壊は、非木造住宅かつ床上浸水が確認できたものに限ります。	農業振興課 4階 10番 ☎33-8751
応急住宅入居者の住まいの再建に係る入居及び転居費用の助成	住居が被害を受けたことにより、応急的な住まい等で居住を余儀なくされた世帯が、民間賃貸住宅や公営住宅に入居する場合の入居や転居費用、また自宅再建による転居費用を助成します。	健康福祉政策課 2階 12番 ☎33-4003
合併処理浄化槽の補助	大雨により合併処理浄化槽の更新や改築（機器修理）が必要となる個人住宅を対象として、合併処理浄化槽の補助事業を拡充します。	下水道総務課 5階 11番 ☎33-4147
八代市中小企業信用保証料補給事業（災害対応分）	被災した事業者に対し、事業再建を支援するため、金融機関からの借入に必要な信用保証料の全額を補助します。	商工政策課 4階 3番 ☎33-8513
緊急時短期資金保証制度	大雨により影響を受けた中小・小規模企業者に対し、喫緊の資金繰りを支援することで、事業継続を後押しします。	熊本県信用保証協会 保証部保証事務課 ☎096-375-2000
金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）	大雨により被災された又は、影響を受けた中小企業者に対し、貸付を実施します。	熊本県 商工振興金融課 ☎096-333-2314
令和7年8月豪雨に係る被災中小企業者再建支援補助金	被災した中小企業者を対象として、事業用の施設及び設備の復旧に要する費用を補助します（補助対象経費の3/4 上限3億円）。	被災中小企業者補助金受付センター ☎096-237-7680
令和7年8月大雨被害対策資金	大雨により被災された又は、影響を受けた農業者に対し、貸付を実施します。	農林水産政策課 4階 9番 ☎33-4117
八代市土砂災害危険住宅移転促進事業	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある住宅（賃貸住宅を除く）に居住する方々の安全な区域への住宅移転に補助を行います。	土木課 5階 8番 ☎33-4121
自動車税種別割の減免	被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税の種別割を減免します。 ・自動車が使用不能の場合 →全額免除 ・被害額が 1/2 以上の場合 →税額の 1/2 相当額を軽減	自動車税事務所 ☎096-368-4020
（軽）自動車税環境性能割の免除	災害により自動車が滅失又は損壊した者が代替する自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割を減免します。 被害にあった日から 6 月以内に自動車を取得した場合 →全額免除	
NHK受信料の免除	半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和7年8月から令和7年9月までの放送受信料が免除されます。	NHK ふれあいセンター ☎0570-077-077
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」	被災された中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。	日本政策金融公庫 八代支店 ☎32-5195
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」	小規模企業共済制度の契約者で、被災区域内に事業所を有し、災害の影響により損害を受け、その旨の証明を受けることができる場合に、貸付を実施します。	中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎050-5541-7171

■(早見表)被災者支援に関する各種制度

令和8年5月11日版

※詳細な条件や申請方法は担当課にお問合せください

判定区分		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先
下段：住家損害割合		50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満	
被災者生活 再建支援金	基礎 支援金	100万円	50万円	解体又は長期避難する場合 100万円				生活援護課 2階 15番 ☎33-8722
	加算 支援金	建設・購入 補修 賃借	200万円 100万円 50万円	建設 購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円	解体又は長期避難する場合 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円			
※単身世帯の場合は、それぞれ4分の3相当額となります。								
後期高齢者医療保険料 の減免		【500万円以下】 全部	【500万円以下】		2分の1			国保ねんさん課 1階 7番 ☎33-4113 熊本県後期高齢者 医療広域連合 ☎096-368- 6511
【】は令和6年中の 合計所得金額		【750万円以下】 2分の1	【500万円超750万円以下】 【750万円超1,000万円以下】		4分の1 8分の1			
		【1,000万円以下】 4分の1			申請期限 令和8年8月10日(月)まで			